

年末年始のお休み

名 称	休 業 日	名 称	休 業 日
浦 白 町 役 場	12月30日(木)午後～1月5日(水)	町 立 診 療 所	12月30日(木)午後～1月5日(水)
		歯 科 診 療 所	12月30日(木)～1月4日(火)
保 健 セ ン タ ー		一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	12月30日(木)～1月5日(水)
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー		ク リ ー ン プ ラ ザ く る く る (広域ごみ処理施設：砂川市)	12月31日(金)～1月3日(月)
農 村 セ ン タ ー		ご み 収 集 年 内 最 終 日	12月30日(木)(市街地区) 12月29日(水)(農村地区)
B & G 海 洋 セ ン タ ー		ご み 収 集 年 始 開 始 日	1月6日(木)(市街地区) 1月5日(水)(農村地区)

浦白町高齢者世帯等除雪費助成事業について

10月の全戸配布チラシにて周知をしていますが、申込みをされてない方はいませんか。

浦白町では除雪作業が困難な高齢者等の世帯に対し、業者等に支払った費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と安全安心な在宅生活を支援します。

助成対象となる除雪作業

ご自身がお住まいの家屋（店舗兼住宅を含む）の屋根雪下ろしや窓の明かり取りをはじめ、隣接する車庫や物置の除雪、それら建物が所在する敷地の除排雪に係る作業が対象です。

※11月1日（月）から翌年3月31日（木）までに行った除雪作業で令和4年3月31日までに支払を終えているものが助成の対象です。

助成対象となる世帯

申請日時点で下記のいずれかに該当

- (1) 70歳以上の者のみで構成される世帯
- (2) 身体障害者手帳1級・2級又は肢体不自由区分の下肢や体幹に該当する者のみで構成される世帯
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母であって、児童を扶養している世帯
- (4) 要介護1以上の介護認定を受けている単身者世帯
- (5) (1)～(4)に該当する者のみで構成される世帯
- (6) その他町長が特に必要があると認めた世帯（同居の家族の入所や長期入院等）

※生活保護受給世帯、町税の滞納がある世帯は対象となりません。



助成額

業者等に支払った額の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）、5万円を限度として助成します。

※業者等には、個人（例えば・・・近所の方や知人）による請負を含みます。

申込み方法

対象と思われる方は、保健センターにご連絡ください。

申込みとなった方に申請書を送付いたします。その後、依頼する業者等に保健センターに委託契約書様式を取りに来ていただきます。助成を受けるには、業者等との委託契約が必要となります。

※申請手続きについては、申込時にお伝えいたします。

お申し込み・お問い合わせ 長寿福祉課介護福祉係（保健センター） 電話：68-2288

買物は町内商店で買しましょう!!

町税の納期のお知らせ

第4期納期限 12月27日(月)まで

町税(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、納付書で納期限までに納付願います。既に口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落としをいたします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限前に必ず役場税務係までご相談願います。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫浦臼支店 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳及びその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容をご記入願います。

加入者名：浦臼町役場
口座番号：02780-9-960227
払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口で納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・北海道銀行 ・北洋銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所 ・浦臼町役場出納

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできませんのでご留意願います。

◆今後の納期限について

国民健康保険への加入、前年の所得額の変更、退職に伴う住民税の徴収方法変更など、年度の途中で町税の課税内容が変更された場合には、随期分として課税されることがあります。

「期(月)」欄に『随』と記載のある納付書が送付された場合には、納期限までに金融機関窓口などで納付してください。

なお随期分の税は、口座振替納付の手続きをしている場合であっても引き落としはできません。納付書で納付していただく必要がありますので、ご留意願います。

お問い合わせ ぐらし応援課税務係 電話：68-2112

～国税庁ホームページから確定申告(e-Tax)～

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成し、e-Tax(電子申告)または印刷して郵送で提出できますので、是非ご利用ください。

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方、特定口座での株式等の譲渡所得等を申告される方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成することができ、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方や事前に税務署で専用のID・パスワードを取得している方は、スマートフォンでe-Taxをご利用いただけますので、是非ご利用ください。

なお、「ID・パスワード」を新規に取得される方は、年内に手続きをお願いします。

ゴミは、分別して出しましょう!!